

福祉ホーム

山形県立ふれあいの家

施設概要

令和2年8月

山形県

# 目 次

1	施設の概要	1
2	利用者の状況	2
3	利用料金	3

## 1 施設の概要

### (1) 沿革

平成7年7月 施設の管理を社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会に委託

平成7年9月 現在地において業務開始

### (2) 施設の設置目的

ふれあいの家は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第28号に規定される福祉ホームで、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号。以下「ふれあいの家条例」という。）に基づき、山形県が設置した施設です。障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者に対して、低額な料金で日常生活に適した居室その他設備を利用させ、日常生活に必要な便宜の供与を図る施設です。

### (3) 所在地

山形県山形市長町二丁目10番20号

### (4) 定員

20人

### (5) 施設規模

ア 敷地面積 2,126.39 m<sup>2</sup>

イ 建物面積 769.04 m<sup>2</sup>

ウ 建物概要

名称	構造等	延床面積	建築時期
本館棟	鉄骨造平屋建	769.04 m <sup>2</sup>	平成7年7月
焼却炉上屋	鉄骨造平屋建	6.25 m <sup>2</sup>	平成7年7月

※ 詳細は平面図参照（現地説明会で別途配布）

### エ 設備概要

電気設備、照明設備（水銀灯5個）、機械設備、冷房設備（ヒートポンプ式4基）、暖房設備（FF温風ヒーター21台、電気温風ヒーター2台）、給水設備（受水槽一体自動給水装置1000FRP複合板）、排水設備、自動制御設備（排煙濃度計）、換気設備、給湯設備（FFガス給湯器2基、温水ヒーター1基）、ガス設備、衛生器具設備、消防用設備（自動火災報知、スプリンクラー、消火器、誘導灯、誘導標識）、ボイラー用タンク（900ℓ 給湯ボイラー、FF式暖房用）

### オ 備品等概要

(ア) 小型乗用自動車 1台（平成8年9月購入）

(イ) 備品15品目（内訳は現地説明会で別途配布）

## 2 利用者の状況

### (1) 利用者数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
20 人	20 人	20 人

### (2) 地域別入所状況 【単位：人】

	村山地域	最上地域	置賜地域	庄内地域	県外	計
男	10	2	3	0	1	16
女	1	1	1	0	0	3
計	11	3	4	0	1	19

### (3) 年齢構成 【単位：人】

	18 歳未満	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計	平均年齢(歳)
男	0	0	0	0	1	5	7	3	16	62.3
女	0	0	0	0	1	0	2	0	3	57.0
計	0	0	0	0	2	5	9	3	19	61.4

### (4) 手帳所持者数 【単位：人】

#### ア 身体障害者手帳

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
男	6	6	2	0	0	2	16
女	1	1	1	0	0	0	3
計	7	7	3	0	0	2	19

#### イ 療育手帳（重複）

	A	B	計
男	0	2	2
女	0	1	1
計	0	3	3

### (5) 日中活動状況（勤務先、通所先） 【単位：人】

	就労継続支援事業所等 (通所)	民間企業等	計
男	15	1	16
女	2	1	3
計	17	2	19

### (6) 入居者に対する支援状況

入居者の出身世帯の市町村が実施主体となり、地域生活支援事業による介助訓練事業（ふれあいの家在所時における利用者への身体介護・家事援助・通院介助及び生活訓練）を実施しています。

※ 上記(2)～(5)については、令和2年3月31日の状況

### 3 利用料金

- (1) ふれあいの家は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制を採用します。
- (2) ふれあいの家を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とします。
- (3) この利用料金の額は、ふれあいの家条例で定める額の範囲内とし、指定管理者と県との間で協議のうえ設定します。

#### ○ふれあいの家使用料（ふれあいの家条例）

利用者の 1 月当たりの収入の額の区分	利用料金（1 室 1 月）
160,000円以上	20,900円
130,000円以上160,000円未満	16,500円
100,000円以上130,000円未満	13,500円
70,000円以上100,000円未満	10,500円
70,000円未満	7,500円

過去 3 年間のふれあいの家における利用者数、収入額及び県から支払った指定管理料の額は次のとおりです。

年度	利用者数（人）	利用料収入（円）	指定管理料（円）
平成 29 年度	20	1,953,800	12,400,000
平成 30 年度	20	1,931,550	12,290,000
令和元年度	20	1,943,843	12,008,000